

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

- 目次
- ◇訓令 干拓事業所処務規程
 - ◇告示 建設業者の変更登録
地方公務員法に基づく公平委員会の事務委託
について
 - ◇難報 出張所々在地の変更

訓令

鳥取県訓令第二十八号

干拓事業所

干拓事業所処務規程を次のように定める。

昭和二十八年十一月二十日

鳥取県知事 西尾愛治

干拓事業所処務規程

(総則)

第一条 干拓事業所（以下「事業所」という。）の処務については、別に定めるものを除く外、この規程の定めるところによる。

(分掌事務)

第二条 事業所は、次に掲げる干拓事業の事務をつかさどる。

- 一 調査設計に関すること
- 二 工事監督に関すること
- 三 用地買収並びに補償に関すること
- 四 変電所の管理に関すること
- 五 その他特に命ぜられたこと

(起工)

第三条 所長は、当該年度において執行する工事につき、予算の範囲内で実施設計書を調製し、起工についての意見を知事に具申しなければならない。

(設計書の変更)

第四条 前条の設計書の変更を要するときは、設計書（新旧対照設計とし、旧設計は朱書、新設計は墨書とす

る)を調製し、その理由を附して知事に提出しなければならぬ。

(工期の延長)

第五条 所長は、工事の着手又は完成の延期願を受理したときは、その延期を要する事由及び日数を調査し意見を附して知事に進達しなければならない。

(工事の出来形及び完成の検査)

第六条 所長は、工事の出来高に対する検査の請求書又は工事完成の届書を受理したときは、実地調査の上検査の必要を認めるときは請求書又は届書の欄外に検査を要する旨を記載し、これに認印して知事に進達しなければならない。

第七条 工事出来形又は完成の検査は、所長及び知事が命ずる技術吏員が行うものとする。

2 所長は、前項の検査が完了したときは、出来形検定書又はしゅん功検定書(第一号様式)を作成し、請負代金の請求書とともに知事に進達しなければならない。

3 検査にあつては、関係者を現地に立ち合わせな

ければならない。

(用地等の買収又は補償)

第八条 所長は、工事執行のため用地等の買収又は地上物件の移転除去等による補償を必要とするときは、調書(第二号様式、第三号様式)を作成し、知事に提出しなければならない。

(不用となつた土地又は物件)

第九条 所長は、工事執行の結果不用となつた土地又は物件があるときは、調書を作成し、不用となつた日から十日以内にこれを知事に提出してその指揮を受けなければならない。

(災害の場合の措置)

第十条 所長は、災害により現に工事中の施設又は一部完成した施設に被害があつたときは、その概況を速報するとともにその状況を調査し、被害状況及び復旧計画の詳細を災害復旧事業計画書により遅滞なく知事に報告しなければならない。

(事故発生の場合の措置)

11 所長は、変電所及び配電線路が、県の責に帰する事由で被害を生じたときは、その概況を速報するとともにその状況を調査し、被害状況及び復旧計画の詳細を補償調書(第三号様式)又は復旧計画書(第四号様式)により遅滞なく知事に報告しなければならない。

(所長の出張)

12 所長が県外に出張しようとするときは、用務出張先及び日程を明らかにして、農林部長の承認を受けなければならない。

(専決事項)

13 次に掲げる事項は、所長において専決することができる。

- 一 災害又は予期することができない障害若しくは災害を防止するため、上司の指揮を受けるいとまがなるとき臨機の処置を講ずること
- 二 工事に緊急を要する場合工事の中間検査をするこ

14 設計変更その他の理由により工事の作業中止を命ずること

15 見積価額一廉五万円未満の工事材料、器具及び機械の購入、借入及び修繕並びに運搬に関すること。

16 雇用期間一箇月を超えない労務者の雇入れ又はこの解雇に関すること。

17 設計金額五十万円未満の工事の執行に関すること。

18 見積価格一廉二万円未満の事務用物品の購入及び修理に関すること

19 設計金額五十万円未満の工事の随意契約に関すること

20 その他他軽易なこと

21 所長は、前項各号のうち第一号乃至第三号、第六号乃至第八号に掲げる事項につき専決処理したときは、関係書類を添えてすみやかに知事に報告しなければならない。

(意見具申)

22 所長は、次の各号に掲げる場合には、その処

- 置につき知事に意見を具申しなければならぬ。
 - 一 設計変更その他の理由により請負契約の解除を要すると認めるとき
 - 二 請負契約書に基き処分を要するとき
 - 三 契約期間内に工事のしゆん、功又は材料の完納を期し難いと認めるとき
 - 四 その他重要と認めるとき
- (備付帳簿)
- 第十五条 所長は、次の帳簿を備えつけ整理して置かなければならぬ。
 - 一 履歴書
 - 二 勤務簿
 - 三 勤務日誌(第五号様式)
 - 四 宿日直日誌
 - 五 宿日直命令簿
 - 六 超過勤務及び休日勤務命令簿
 - 七 旅行命令簿
 - 八 消耗品受払簿

- 九 郵便切手受払簿
 - 十 市外電話記録簿(第六号様式)
 - 十一 人夫就労表(第七号様式)
 - 十二 貸金台帳(第八号様式)
 - 十三 文書受発件名簿
 - 十四 送達簿
 - 十五 工事監督日誌(第九号様式)
 - 十六 材料受払簿(第十号様式)
 - 十七 往復文書綴
 - 十八 事業計画書及び実施設計書綴
 - 十九 用地買収及び補償関係綴
 - 二十 調査試験関係綴
 - 二十一 変電日誌
 - 二十二 電力割当及び使用実績調査表綴
 - 二十三 電力受給日誌綴
 - 二十四 その他必要な書類
- (報告)
- 第十六条 所長は、次の事項につき知事に報告しなければ

- ばならぬ。
 - 一 職員勤務状況報告(第十一号様式)
 - 二 工事進捗状況報告(第十二号様式)
 - 三 調査試験報告
 - 四 その他知事が命じた事項
 - 2 前項第一号及び第二号の報告については、その月分を翌月五日までに、第三号及び第四号については、そのつど報告するものとする。
 - 3 所長は、鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)第六十一条の規定による地方事務所長の指揮監督を受けたときは、そのてん、末につき農林部長に報告しなければならぬ。
- (事業成績書及び工事出来形調査)
- 第十七条 所長は、毎年四月末日までに事業成績書(第十三号様式)及び工事出来形調査書(第十四号様式)を知事に提出しなければならぬ。
- (事務の引継)
- 第十八条 所長が転職し、免職され又は、退職した場合

- は引継書及び簿冊目録を作成し、後任者又は知事が指定した吏員に引き継がなければならぬ。
- 2 前項の引継を終つたときは、連署の上その状況を十日以内に知事に報告しなければならない。
- (臨時出張所)
- 第十九条 所長は、工事監督上必要があると認める場合には、知事の承認を受けて臨時に出張所を設けることができる。
- (雑則)
- 第二十条 所長は、この規程の施行に當つて必要な細則を定めることができる。
 - 2 前項の細則を定めたときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。
- 附 則
- 1 この規程は、公布の日から施行する。
 - 2 鳥取県中海干拓事業所事務規程(昭和二十六年九月鳥取県訓令乙第六百七十五号)は廃止する。
 - 3 この訓令施行の際現に使用中の従前の規程による簿

冊及び様式類で用紙の残存するものは、この規程の定めるところにかかわらず、これを使用することができ

る。

第一号様式

出来型(シゆん功)検定書

年度		事業名	
工事場所		シゆん功年月日 検査年月日	
工事名称		請負人住所氏名 立会人氏名	
設計金額			
請負金額			
内訳	一金 一金 一金		
仕訳			
名	称	材数及び 形状	出来型数量 前回迄 今回迄
			単位
			単価
			金額
			摘要

今回下附する額
前回迄下附する額
追つて下附する額

合計									
請負金相当額									請負比率
前回迄下附済額									
今回下附する額									
追つて下附する額									

上記のとおり検定しました。

昭和 年 月 日

検査員 氏 名 印

鳥取県知事 氏 名 殿

備考 1 出来形数量に対する単価表、数量計算表(書)及び図面を添付すること

第二号様式
(1) 総括表
土地買収調査

地目	買收地積	単価	金額	摘要
田	反			

畑	
宅地	
何々	
計	

(2) 明細書

市町村	大字	字	地番	地番	物件の名称	数量	補償単価	補償金	被補償者 住所 氏名	摘要

備考 1 買収単価はその算定の基礎を別紙に記載し添付すること
2 買収地一覽図を添付すること

第三号様式
(1) 総括表

種目	数量	単価	金額	摘要
家屋移転補償				

母屋	土蔵	何々	離作補償	何々	計

(2) 明細書

市町村	大字	字	地番	物件の名称	数量	補償単価	補償金	被補償者 住所 氏名	摘要

備考 1 補償単価はその算定の基礎を別紙に記載し添付すること
2 補償箇所を示す図面を添付すること

第九号様式

工事監督日誌

所長印	月	日	曜日	天候	名 ⑨
-----	---	---	----	----	-----

監督員 職 氏

労働者の職別	状況
出稼	
工事人	
工搬	
支受	
工使	
作	
電力、水道、機械などの使用状況	
工事の予定、績に對する実考、續	
その他参考となるべき事項	

第十号様式

材料受払簿

品名	年月日	事由	呼称	受	払	残	取扱	所長印	摘	要

00229

00230

第十一号様式

職員勤務状況報告

第 第

号

昭和

年

月

日

農林部長 氏

名 殿

職員勤務状況報告

(月分)

干拓事業所長

月	日	曜	日	天	候	執	務	事	項	摘	要
						何所長	何技師	何雇	何雇		

計						出勤	日	日	日	日	日
						出休	日	日	日	日	日
						欠勤	日	日	日	日	日
						その他	日	日	日	日	日

第十二号様式 工事進捗状況報告

第 昭和 年 月 日

干拓事業所長

農林部長 氏 名 殿

月 分 進 捗 状 况 報 告

- 1 事業名
- 2 進捗状況

工 種 内 容	年 間 計 画		出 来			進 捗 率
	数 量	金 額	前 月 金 額	今 月 金 額	累 計 金 額	
(記載別) 立 土 砂	立米	円				
堤 塘 ノロツク	ク	円				
幹線水路 立米 土 砂	立米	円				

- 備考
- 1 工種欄は設計書費目により記載のこと。
 - 2 内容欄は詳細に記入のこと。
 - 3 数量は%によらず米、立米、平米等による数量で記載のこと。
 - 4 金額欄は出来高数量に対する金額を記載のこと。

第十三号様式

昭和 年 度 事 業 成 績 書 地 区 名

- 1 工事施行の方法及び状況
(註) 請負、直営の区分並びに施行状況を記載すること。
- 2 工事進捗の状況
(1) 建設工事

種 別	総 量	前 年 度 迄 に 施 行 し た 数 量			附 記
		本年 度 施 行 し た 数	累 年 以 降 に 残 る 数		
堤 塘	〇〇〇				
埋 立	〇〇〇				
幹線 水路	〇〇〇				
機械 器具 費	〇〇〇				
雑 工 事 費					
工 事 雑 費					

用地買収費
補償費

② 整地工事

開 田

3 工事施行後の効果

(註) 全工事完了後及び当該年度工事完了による増産効果を米換算石数にて記載する外失業救済に対する効果(職業安定所を通じ雇用した失業者の数等)を具体的に記載すること。

4 その他重要な事項

(註) 他事業との関連事業資金等について記載すること。

第十四号様式 工事出来形調査書

工 種	施行箇所又は番号	数	量	出来形金額			附 記
				計	直営	請負	
埋立							
土	自測点 至自測点	盛土	立米				
堤塘							
プロツク	自測点 至自測点	延長	米				
盛土	自測点 至自測点		立米				
幹線水線							
掘	自測点 至自測点		立米				
護岸	自測点 至自測点		米				

1 工事出来形一覽図を添付すること。

2 一工種にして工事期間二年以上に亘るものはその出来形図(年度別に記入せるもの)を添付すること。

告示

鳥取県告示第五百八号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定に

よる変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十八年十一月十六日変更登録した。
昭和二十八年十一月二十日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称
鳥取県知事登録 昭和二十八年 南部土建有限公司 西伯郡法勝寺村大字法勝寺五五〇
（ろ）第八三号 二月十八日
（ろ）第二〇八号 三月九日 山陰中央土木 有限会社 新 旧 米子市道笑町三丁目二七 西伯郡巖村大字蚊屋二九七

主たる営業所の所在地
申請者氏名
新 旧 細田 政義 藤原 政義 大山初太郎

鳥取県告示第五百九号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七
条第四項の規定に基き大岩村、網代村中学校組合、智頭
町、山郷村学校組合及び鳥取県町村職員恩給組合の公平
委員会の事務を次の規約により鳥取県に委託を受けた。

昭和二十八年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

岩美郡大岩村、網代村中学校組合と鳥取県との間
の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一
号）第七条第四項の規定に基き大岩村、網代村中学校
組合（以下「甲」という。）は同法第八条第二項に規
定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）
に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下
「委託事務」という。）を処理する場合において要す

る経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担す
る。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十一月一日から適用する。

八頭郡智頭町、山郷村学校組合と鳥取県との間の
公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一
号）第七条第四項の規定に基き智頭町、山郷村学校組
合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規
定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）
に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下

「委託事務」という。）を処理する場合において要す
る経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担す
るものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十一月一日から適用する。

鳥取県町村職員恩給組合と鳥取県との間の公平委
員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一
号）第七条第四項の規定に基き鳥取県町村職員恩給組
合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規
定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）
に委託する。

（経費）

